

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方へ 高額医療・高額介護合算療養費を支給します

同じ世帯で「医療」と「介護サービス」の両方を利用して支払った1年間の自己負担額の合計金額が高額になった場合に、世帯の負担を軽減するため「高額医療合算療養費」・「高額介護合算介護サービス費」を支給します。

申請勧奨のお知らせを送付します

平成26年7月31日時点で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方のうち、年間の自己負担限度額を超える方には、「申請勧奨のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は、保険年金課へ申請してください。

※世帯に変更があつた場合や加入保険の変更などにより「申請勧奨のお知らせ」が送付されない場合があります。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

職場の健康保険に加入の方は…

平成26年7月31日時点で、職場の健康保険などに加入していた方は、医療保険者（職場の健康保険）へ申請してください。

なお、申請する前に「介護保険自己負担額証明書」が必要となりますので、事前に介護保険課へ申請してください。

医療保険の自己負担額 (高額療養費を除く)

介護保険の自己負担額 (高額介護サービス費を除く)

※入院（所）時の食費・居住費、差額ベッド代などは、自己負担額に含まれません。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護を合計して、自己負担限度額を超えた分を支給します。

※医療、介護のどちらかの自己負担額が0円の場合や支給額が500円を超えない場合は支給されません。

■申請・問い合わせ

◇国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する事
保険年金課 ☎840652

◇介護保険に関する事
介護保険課 ☎840649

国民健康保険の出産育児一時金の支給額を変更します

1月から、出産育児一時金の支給額を変更します。

産科医療 補償制度の 加入の有無	平成26年 12月31日 以前の出産	平成27年 1月1日 以後の出産
産科医療 補償制度に 加入後の出産	42万円	42万円
産科医療 補償制度に 未加入の出産	39万円	40万4千円

※産科医療補償制度に加入後の出産育児一時金は総額42万円で変更はありません。

■問い合わせ

保険年金課 国保年金担当
☎840651

相続税の基礎控除が引き下げられました

平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられました。詳しい内容は、次の方法でご確認ください。

■確認方法

◇国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で確認

◇電話相談センター（半田税務署 ☎213141）へ電話

↓自動音声案内により「1」を選択した後、次に相続税「2」を選択

駅の駐輪場に防犯カメラを設置しました

自転車盗などへの対策として、市内のJR・名鉄各駅の駐輪場に防犯カメラを設置しました。

平成25年中に市内では自転車盗が231件発生しており、この内、駅の駐輪場では86件の自転車盗が発生しています。

駐輪場を利用される市民のみなさんも、自転車には鍵をかける、長期間放置しないなど、犯罪防止に協力をお願いします。



■問い合わせ

防災交通課 ☎840626